

第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会 マスコット等使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第 84 回国民スポーツ大会及び第 29 回全国障害者スポーツ大会（島根かみあり国スポ・全スポ）（以下「大会」という。）の開催に当たり、第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会（以下「県準備委員会」という。）が定める大会のマスコット等を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程においてマスコット等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県準備委員会が定めるマスコットキャラクター（島根県観光キャラクター「しまねっこ」を大会仕様にデザインしたもの）
- (2) 大会愛称・スローガンその他県準備委員会が定めるロゴデザイン

(使用許諾権限の行使)

第3条 前条に規定するマスコット等については、県準備委員会が使用許諾権限を有し、自ら行使する。ただし、公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会関係標章の使用に関する規程に定める公益財団法人日本スポーツ協会の承認権限が及ぶ標章（※）を除く。

※「国民スポーツ大会」、「国スポ」又は「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語（愛称等）

(公共目的による使用)

第4条 マスコット等の使用について、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、県準備委員会会長（以下「会長」という。）は公共目的と認め、無償で使用させることができる。

- (1) 資料又は記念品等で、無償で交付されるものについての使用であって、スポーツ活動又は大会の開催に寄与するものと認められるとき。
- (2) 出版物についての使用であって、スポーツの歴史や記録などスポーツ及び大会に関する啓発内容を掲載するものと認められるとき。
- (3) 一般へのスポーツ又は大会に対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するものと認められるとき。
- (4) 県準備委員会からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき。
- (5) その他会長がスポーツ活動及び大会開催に寄与すると認めるとき。

(公共目的による使用の申請及び報告)

第5条 マスコット等を公共目的により使用しようとする者は、あらかじめ「マスコット等公共目的使用許諾申請書」(様式第1号)を県準備委員会に提出し、その許諾を受けなければならない。ただし、第2条第2号の著作物のみを使用する場合で、各号のいずれかに該当するときは、これを省略することができる。

- (1) 大会の開催のために市町村が設置する準備(実行)委員会が使用するとき。
- (2) 国若しくは地方公共団体又は公益財団法人島根県スポーツ協会、公益財団法人島根県障害者スポーツ協会、島根県内の市町村体育(スポーツ)協会若しくはこれらに加盟する競技団体が使用するとき。
- (3) 大会において、デモンストレーションスポーツ又はオープン競技を実施する団体が使用するとき。
- (4) 「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)第7条に掲げる児童福祉施設、「学校教育法」(昭和22年法律第26号)第1条に掲げる学校及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年法律第77号)第3条による認定こども園が使用するとき。
- (5) 県準備委員会の構成団体が使用するとき。
- (6) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (7) その他県準備委員会が特に認めるとき。

2 前項本文の規定により許諾を得た者又は前項第1号から第5号若しくは第7号のいずれかに該当する者がマスコット等を公共目的に使用したときは、各年度終了後30日以内又は使用期間終了後30日以内のいずれか早い期日までに「マスコット等使用報告書」(様式第2号)を会長に提出しなければならない。

(公共目的による使用の許諾)

第6条 会長は、前条第1項本文の規定による許諾申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコット等の公共目的による使用を許諾するものとする。

- (1) スポーツ及び大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) マスコット等を正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (4) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与える、又は与えるおそれがあるとき。
- (6) 使用目的が明らかでないとき。
- (7) その他会長が不適当と認めるとき。

- 2 前項の規定による許諾は、許諾番号を付した上で「マスコット等公共目的使用許諾書」(様式第3号)をもって行うものとする。
- 3 会長は、第1項の規定による許諾に際し、条件を付することができる。
- 4 会長は、第1項の規定による許諾をしないときは、「マスコット等公共目的使用不許諾書」(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 前条第1項の規定により使用の許諾を得てマスコット等を使用する者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された用途にのみ使用し、許諾条件に従うこと。
- (2) 使用権を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、規格外の展開など応用使用はしないこと。
- (4) 原則として、マスコット等を使用する物件に許諾番号を付記すること。ただし、その形状等から許諾番号を付記することが困難な場合は、この限りでない。
- (5) 第2条第1項第1号に規定する大会マスコットを使用する場合は、原則として、「島根県観光キャラクター『しまねっこ』」と表記すること。ただし、その形状等から表記することが困難な場合は、この限りでない。
- (6) 第2条第1項第1号に規定する大会マスコットを単独使用する場合は、原則として、「島根かみあり国スポ・全スポマスコットキャラクター」及び「島根県観光キャラクター『しまねっこ』」と表記すること。ただし、その形状等から表記することが困難な場合は、この限りでない。
- (7) マスコット等を使用するに際しては、あらかじめその物件の完成見本を速やかに会長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (8) 使用許諾された物件について、商標又は意匠登録の出願をしないこと。
- (9) 当該物件の使用に当たっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等が発生した場合は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちに会長に報告すること。なお、当該物件を原因とする事故に対しては、県準備委員会は一切の責任を負わないものとする。

(許諾内容の変更)

- 第8条 使用者が許諾内容の変更を希望する場合は、あらかじめ「マスコット等使用内容変更申請書」(様式第5号)を会長に提出し、その許諾を受けなければならない。
- 2 会長は、使用を許諾した内容の変更を許諾するときは、「マスコット等使用内容変更許諾書」(様式第6号)により、当該使用者に通知するものとする。
 - 3 会長は、使用を許諾した内容の変更を許諾しないときは、「マスコット等使用内容変更

不許諾書」（様式第7号）により、当該使用者に通知するものとする。

4 第1項の申請については、第4条から前条までの規定を準用する。

（実地調査等）

第9条 会長は、使用者に対し、使用状況について実地調査を行い、又はその使用状況を称する書類の提出を求めることができる。

（違反に対する処置）

第10条 会長は、マスコット等の使用がこの規程又は許諾内容に違反していると認められる場合は、使用状況の変更を求めるほか、当該許諾を取り消し、当該許諾に係る物件の回収を命ずることができる。

- 2 前項の規定による許諾の取消しは、「マスコット等使用許諾取消書」（様式第8号）をもって行うものとする。
- 3 第1項の規定により許諾を取り消された者は、当該許諾に係る物件を使用してはならない。
- 4 第1項の規定により当該許諾に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許諾に係る物件を回収しなければならない。
- 5 会長は、許諾を得ずにマスコット等を使用している者又は使用している者に対して、そのマスコット等の使用停止及び使用に係る物件の回収を求める等適切な措置をとることができる。
- 6 県準備委員会は、前各項の規定による許諾の取消し等により使用者等に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（経費等の負担）

第11条 県準備委員会は、この規程による使用許諾の申請に要した費用及び実施に係る経費又は役務を負担しない。

- 2 県準備委員会は、マスコット等の使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

（補足）

第12条 この規程に定めるもののほか、マスコット等の使用の取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年1月24日から施行する。

この規程は、令和6年2月8日から施行する。